

●香川県告示第577号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、直島港の臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

平成24年12月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 臨港地区の区域の案

(1) 臨港地区の名称

直島港臨港地区

(2) 指定の位置

香川郡直島町字高田浦、八日山、納言様及び向島の一部

(3) 指定の範囲

縦覧に供する図面表示のとおり

(4) 指定の面積

約0.8ヘクタール

2 縦覧場所

香川県土木部港湾課